

公示送達書

下水道使用料督促状を送付しましたが、居所・住所共に不明のため送達不能につき地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和8年5月29日

市川市長 田中 甲

1. 下水道使用料督促状

発送日	令和8年	2月27日	(令和7年 6月調定)
	令和8年	2月27日	(令和8年 1月調定)
	令和8年	3月26日	(令和7年10月調定)
	令和8年	3月26日	(令和7年11月調定)

2. 下水道使用料督促状の取扱について

送達不能となった下水道使用料に係る督促状については下水道経営課に保管し、送達すべき者が請求したときはいつでも交付する。

公示送達書

下水道使用料納入通知書を送付しましたが、居所・住所共に不明のため送達不能につき地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和8年5月29日

市川市長 田中 甲

1. 下水道使用料納入通知書

発送日	令和8年	1月29日	(令和7年12月調定)
	令和8年	1月29日	(令和8年1月調定)
	令和8年	2月25日	(令和8年2月調定)
	令和8年	3月23日	(令和8年3月調定)
	令和8年	4月1日	(令和8年3月調定)
	令和8年	4月28日	(令和8年4月調定)

2. 下水道使用料納入通知書の取扱について

送達不能となった下水道使用料に係る納入通知書については下水道経営課に保管し、送達すべき者が請求したときはいつでも交付する。

都市計画法（昭和43年法律第100号）
第36条第2項の規定により次の開発行為
の工事が完了し検査済証を交付したので同
条第3項の規定により公告する。

令和8年5月29日

市川市長 田中 甲

1. 許可番号

令和8年2月20日 市川市指令第411号の25051

2. 開発区域または工区に含まれる地域の名称

【許可時】市川市若宮二丁目149番4、151番
【完了時】市川市若宮二丁目149番4、149番17、149番18、
149番19、149番20

3. 許可を受けた者の住所及び氏名

東京都武蔵野市境二丁目2番2号
株式会社飯田産業 代表取締役 築地 重彦

公売公告兼見積価額公告 (市川市公告第 139 号)

市川第20260520-0071号

令和8年5月29日

市川市長 田中 甲

下記により差押財産の公売をしますので、国税徴収法第95条及び第99条の規定により公告します。

公売財産・公売保証金・見積価額	売却区分番号	公 売 財 産	公売保証金	見積価額
	1		別紙「公売財産目録」のとおり	540,000円
公売場所	KSI官公庁オークション内		公売方法	期間入札
入札参加申込期間	令和8年5月29日(金)13時から令和8年6月15日(月)23時まで 「KSI官公庁オークション」内で入札参加手続きを行ってください。			
入札期間	令和8年6月23日(火)13時から令和8年6月30日(火)13時まで 事前に入札参加申込をされた方のみ、入札に参加できます。			
開札日時	令和8年6月30日(火)入札締切直後			
追加入札	開札の結果、見積価額以上で最高価申込者となるべき者が2人以上いる場合は、開札の日に開札に引き続いて期日入札の方法により追加入札を行います。			
売却決定日時	令和8年7月21日(火)10時	(ただし、地方税法第19条の7第1項ただし書その他の法律の規定に基づき滞納処分続行の停止があった場合、または売却決定の日時までに買受人が暴力団等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が変更されます。)		
売却決定場所	市川市役所 納税・債権管理課			
代金納付期限	令和8年7月21日(火)14時			
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 原則、入札開始日の2開庁日前までに公売保証金の納付が確認できない場合、入札に参加できません。 2. 次順位買受申込の制度があります。 3. この公売公告に違反した者または国税徴収法第92条及び第108条の規定に該当する者は買受人となる事ができません。 4. 公売財産が不動産の場合、国税徴収法第99条の2に定める陳述書の提出が必要となります。 5. 公売財産に係る徴収金の完結事実が買受代金納付前に証明された時または買受代金納付後であっても取消すべき事由がある時は売却決定を取消します。 6. 買受人の危険負担の移転時期は買受代金を全額納付した時期となります。 7. 公売による権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税等)は、買受人の負担となります。 8. 公売財産の種類又は品質に関する契約不適合があっても、市川市は担保責任を負いません。 9. その他、国税徴収法、市川市インターネット公売ガイドラインの規定に基づきます。 			
(配当を受ける者の権利の申出について)				
この公売財産の換価代金について配当を受けることのできる質権、抵当権、先取特権または留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を当市役所に申し出てください。なお、債権現在額申立書の用紙は当市役所 納税・債権管理課に用意してあります。				

市川市告示第153号

令和8年6月市川市議会定例会を次の
とおり招集する。

令和8年5月29日

市川市長 田 中 甲

記

- 1 招集の日時 令和8年6月5日(金)
午前10時
- 2 招集の場所 市川市議会議事堂

市川市告示第154号

指定居宅介護支援事業所の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第85条第1号に基づき、次のとおり告示する。

令和8年5月27日

市川市長 田中 甲

- 1 指 定 申 請 者 日本パムコ株式会社
- 2 事 業 所 名 介護のパムコ
- 3 事 業 所 所 在 地 千葉県市川市南八幡四丁目2番5-301号（いちかわ情報プラザ）
- 4 指 定 ・ 指 定 更 新 年 月 日 令和9年2月1日
- 5 サ ー ビ ス の 種 類 居宅介護支援

市川市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業及び第1号通所事業に要する費用の額及び規則第3条第3項の第1号事業支給費の額等の算定に関する基準の一部を改正する基準をここに公布する。

令和8年5月29日

市川市長 田 中 甲

市川市告示第155号

市川市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業及び第1号通所事業に要する費用の額及び規則第3条第3項の第1号事業支給費の額等の算定に関する基準の一部を改正する基準

市川市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業及び第1号通所事業に要する費用の額及び規則第3条第3項の第1号事業支給費の額等の算定に関する基準の一部を次のように改正する

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
別表 第1号訪問事業支給費及び第1号通所事業支給費単位数表 1 第1号訪問事業費（1月につき） ト 介護職員等処遇改善加算 <u>注1</u> 厚生労働大臣が定める基準第130号に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定第1号訪問事業所が、利用者に対し、指定第1号訪問事業を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合に	別表 第1号訪問事業支給費及び第1号通所事業支給費単位数表 1 第1号訪問事業費（1月につき） ト 介護職員等処遇改善加算 <u>注</u> 厚生労働大臣が定める基準第130号に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定第1号訪問事業所が、利用者に対し、指定第1号訪問事業を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合において

改正前	改正後
<p>おいては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) <u>介護職員処遇改善加算（Ⅰ）</u> イからへまでにより算定した単位数の<u>1000分の245</u>に相当する単位数 (新設)</p> <p>(2) <u>介護職員処遇改善加算（Ⅱ）</u> イからへまでにより算定した単位数の<u>1000分の224</u>に相当する単位数 (新設)</p> <p>(3) <u>介護職員処遇改善加算（Ⅲ）イ</u> からへまでにより算定した単位数の<u>1000分の182</u>に相当する単位数</p> <p>(4) <u>介護職員処遇改善加算（Ⅳ）</u> イからへまでにより算定した単位数の<u>1000分の145</u>に相当する単位数</p> <p><u>注2 令和7年3月31日までの間、厚生労働大臣が定める基準第130号に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定第1号訪問事業所（注1の加算を算定して</u></p>	<p>は、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) <u>介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ</u> イからへまでにより算定した単位数の<u>1000分の270</u>に相当する単位数</p> <p>(2) <u>介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ</u> イからへまでにより算定した単位数の<u>1000分の287</u>に相当する単位数</p> <p>(3) <u>介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（Ⅱ）イ</u> イからへまでにより算定した単位数の<u>1000分の249</u>に相当する単位数</p> <p>(4) <u>介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ</u> イからへまでにより算定した単位数の<u>1000分の266</u>に相当する単位数</p> <p>(5) <u>介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）</u> イからへまでにより算定した単位数の<u>1000分の207</u>に相当する単位数</p> <p>(6) <u>介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）</u> イからへまでにより算定した単位数の<u>1000分の170</u>に相当する単位数 (削る)</p>

改正前	改正後
<p>いるものを除く。)が、利用者に対し、指定第1号訪問事業を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) <u>介護職員等処遇改善加算 (V)</u> <u>(1) イからへまでにより算定した単位数の1000分の221に相当する単位数</u></p> <p>(2) <u>介護職員等処遇改善加算 (V)</u> <u>(2) イからへまでにより算定した単位数の1000分の208に相当する単位数</u></p> <p>(3) <u>介護職員等処遇改善加算 (V)</u> <u>(3) イからへまでにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数</u></p> <p>(4) <u>介護職員等処遇改善加算 (V)</u> <u>(4) イからへまでにより算定した単位数の1000分の187に相当する単位数</u></p> <p>(5) <u>介護職員等処遇改善加算 (V)</u> <u>(5) イからへまでにより算定した単位数の1000分の184に相当する単位数</u></p> <p>(6) <u>介護職員等処遇改善加算 (V)</u> <u>(6) イからへまでにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数</u></p> <p>(7) <u>介護職員等処遇改善加算 (V)</u> <u>(7) イからへまでにより算定した単位数の1000分の163</u></p>	

改正前	改正後
<p>に相当する単位数</p> <p>(8) <u>介護職員等処遇改善加算 (V)</u> <u>(8) イからへまでにより算定した単位数の1000分の158</u> に相当する単位数</p> <p>(9) <u>介護職員等処遇改善加算 (V)</u> <u>(9) イからへまでにより算定した単位数の1000分の142</u> に相当する単位数</p> <p>(10) <u>介護職員等処遇改善加算 (V)</u> <u>(10) イからへまでにより算定した単位数の1000分の139</u> に相当する単位数</p> <p>(11) <u>介護職員等処遇改善加算 (V)</u> <u>(11) イからへまでにより算定した単位数の1000分の121</u> に相当する単位数</p> <p>(12) <u>介護職員等処遇改善加算 (V)</u> <u>(12) イからへまでにより算定した単位数の1000分の118</u> に相当する単位数</p> <p>(13) <u>介護職員等処遇改善加算 (V)</u> <u>(13) イからへまでにより算定した単位数の1000分の100</u> に相当する単位数</p> <p>(14) <u>介護職員等処遇改善加算 (V)</u> <u>(14) イからへまでにより算定した単位数の1000分の76</u> に相当する単位数</p>	
<p>2 第1号通所事業費</p> <p> フ 介護職員等処遇改善加算</p> <p> 注1 厚生労働大臣が定める基準第136号に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方</p>	<p>2 第1号通所事業費</p> <p> フ 介護職員等処遇改善加算</p> <p> 注1 厚生労働大臣が定める基準第136号に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方</p>

改 正 前	改 正 後
<p>法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防通所型サービス事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) <u>介護職員処遇改善加算（Ⅰ）</u> イからルまでにより算定した単位数の<u>1000分の92</u>に相当する単位数 (新設)</p> <p>(2) <u>介護職員処遇改善加算（Ⅱ）</u> イ イからルまでにより算定した単位数の<u>1000分の90</u>に相当する単位数 (新設)</p> <p>(3) <u>介護職員処遇改善加算（Ⅲ）</u> イからルまでにより算定した単位数の<u>1000分の80</u>に相当する単位数</p> <p>(4) <u>介護職員処遇改善加算（Ⅳ）</u> イからルまでにより算定した単位数の<u>1000分の64</u>に相当する</p>	<p>法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防通所型サービス事業所（<u>利用定員が19人以上である場合に限る。</u>）が、利用者に対し、指定介護予防通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) <u>介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）</u> イ イからルまでにより算定した単位数の<u>1000分の111</u>に相当する単位数</p> <p>(2) <u>介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）</u> ロ イからルまでにより算定した単位数の<u>1000分の120</u>に相当する単位数</p> <p>(3) <u>介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）</u>イ イからルまでにより算定した単位数の<u>1000分の109</u>に相当する単位数</p> <p>(4) <u>介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）</u>ロ イからルまでにより算定した単位数の<u>1000分の118</u>に相当する単位数</p> <p>(5) <u>介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）</u> イからルまでにより算定した単位数の<u>1000分の99</u>に相当する単位数</p> <p>(6) <u>介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）</u> イからルまでにより算定した単位数の<u>1000分の83</u>に相当する</p>

改正前	改正後
<p data-bbox="363 318 456 349">単位数</p> <p data-bbox="274 362 820 1070">注2 <u>令和7年3月31日までの間、厚生労働大臣が定める基準第136号に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防通所型サービス事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定介護予防通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</u></p> <p data-bbox="296 1128 756 1164">(1) <u>介護職員等処遇改善加算（V）</u></p> <p data-bbox="325 1178 801 1308">（1）<u>イからルまでにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数</u></p> <p data-bbox="296 1321 756 1357">(2) <u>介護職員等処遇改善加算（V）</u></p> <p data-bbox="325 1370 801 1500">（2）<u>イからルまでにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数</u></p> <p data-bbox="296 1514 756 1550">(3) <u>介護職員等処遇改善加算（V）</u></p> <p data-bbox="325 1563 801 1693">（3）<u>イからルまでにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数</u></p> <p data-bbox="296 1706 756 1742">(4) <u>介護職員等処遇改善加算（V）</u></p> <p data-bbox="325 1756 801 1886">（4）<u>イからルまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数</u></p> <p data-bbox="296 1899 756 1935">(5) <u>介護職員等処遇改善加算（V）</u></p> <p data-bbox="325 1948 801 1984">（5）<u>イからルまでにより算定し</u></p>	<p data-bbox="970 318 1062 349">単位数</p> <p data-bbox="912 362 1426 1120">注2 <u>厚生労働大臣が定める基準第136号に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防通所型サービス事業所（利用定員が19人未満である場合に限る。）が、利用者に対し、指定介護予防通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</u></p> <p data-bbox="935 1133 1394 1169">(1) <u>介護職員等処遇改善加算（I）</u></p> <p data-bbox="963 1182 1423 1312">イ <u>イからルまでにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数</u></p> <p data-bbox="935 1326 1394 1361">(2) <u>介護職員等処遇改善加算（I）</u></p> <p data-bbox="963 1375 1423 1505">ロ <u>イからルまでにより算定した単位数の1000分の127に相当する単位数</u></p> <p data-bbox="935 1518 1394 1554">(3) <u>介護職員等処遇改善加算（II）</u></p> <p data-bbox="963 1568 1423 1697">イ <u>イからルまでにより算定した単位数の1000分の115に相当する単位数</u></p> <p data-bbox="935 1711 1394 1747">(4) <u>介護職員等処遇改善加算（II）</u></p> <p data-bbox="963 1760 1423 1890">ロ <u>イからルまでにより算定した単位数の1000分の125に相当する単位数</u></p> <p data-bbox="935 1904 1394 1939">(5) <u>介護職員等処遇改善加算（III）</u></p> <p data-bbox="963 1953 1423 1989">イ <u>イからルまでにより算定した単位</u></p>

改正前	改正後
<p>た単位数の1000分の65に相当する単位数</p>	<p>数の1000分の105に相当する単位数</p>
<p>(6) <u>介護職員等処遇改善加算 (V)</u> <u>(6) イからルまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数</u></p>	<p>(6) <u>介護職員等処遇改善加算 (IV)</u> <u>イからルまでにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数</u></p>
<p>(7) <u>介護職員等処遇改善加算 (V)</u> <u>(7) イからルまでにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数</u></p>	
<p>(8) <u>介護職員等処遇改善加算 (V)</u> <u>(8) イからルまでにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数</u></p>	
<p>(9) <u>介護職員等処遇改善加算 (V)</u> <u>(9) イからルまでにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数</u></p>	
<p>(10) <u>介護職員等処遇改善加算 (V) (10)</u> <u>イからルまでにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数</u></p>	
<p>(11) <u>介護職員等処遇改善加算 (V) (11)</u> <u>イからルまでにより算定した単位数の1000分の53に相当する単位数</u></p>	
<p>(12) <u>介護職員等処遇改善加算 (V) (12)</u> <u>イからルまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数</u></p>	
<p>(13) <u>介護職員等処遇改善加算 (V) (13)</u> <u>イからルまでにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数</u></p>	
<p>(14) <u>介護職員等処遇改善加算 (V) (14)</u></p>	

改正前	改正後
<u>4) イからルまでにより算定した 単位数の1000分の33に相当する 単位数</u>	

附 則

この基準は、令和8年6月1日から施行する。